

能美市経営支援特別対策利子補給補助金

制度の概要

市内中小企業者の経営安定に資することを目的とし、
石川県の制度融資を借り受ける際の利子の一部を補給する

対象者

下記要件を全て満たしている者を対象者とする

- (1) 能美市商工会において石川県制度融資（石川県経営安定支援融資）の融資認定を受けた者
- (2) 市内において事業を営む、個人又は法人の中小企業者で、引き続き1年以上継続して事業を営んでいる者
- (3) 市税等が完納されていること。

補助額

年率0.5%相当分を補助する、対象期間は3年間

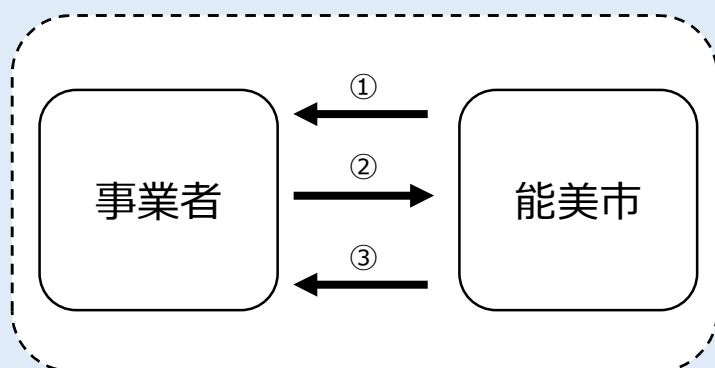
申請書類

- ・交付申請書及び実績報告書
- ・償還状況証明書
- ・本人確認書類

提出期限

毎年1月31日

申請の流れ



- ① 12月末申請書に関する案内を通知（郵送）
- ② 申請書類一式を提出
- ③ 交付決定通知及び補助金の交付

詳しくは
能美市ホームページ
をご覧ください。

お問い合わせ先 能美市 産業交流部商工課 TEL : 0761-58-2254
〒923-1198 能美市寺井町た35番地